第十号及び第十一号中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

◎大蔵省告示第二十九号

法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八条の規定に基き、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和三十二年三月大蔵省告示第五十六号）の一部を次のように改正し、昭和三十三年三月一日以後支出された寄附金から適用する。

昭和三十三年三月一日

大蔵大臣　一萬田尚登

第一号中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

◎大蔵省告示第三十号

法人税法施行規則（昭和二十二年勅令第百十一号）第八条の規定に基き、法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和三十二年四月大蔵省告示第八十五号）の一部を次のように改正し、昭和三十三年三月一日以後支出された寄附金から適用する。

昭和三十三年三月一日

大蔵大臣　一萬田尚登

第二号中「昭和三十三年」を「昭和三十四年」に改める。

◎大蔵省告示第三十一号

法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）第三号の規定に基き、学校法人越原学園が募集する次の寄附金を法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第三項ただし書の規定に該当する寄附金として承認した。

昭和三十三年三月一日

大蔵大臣　一萬田尚登

一　募金者の名称　学校法人　越原学園

二　募金事務所　愛知県名古屋市瑞穂区汐路町四丁目二十一番地

三　募金の名称　名古屋女学院高等学校校舎建築資金

四　募金の目標額　千四百万円

五　承認の年月日　昭和三十三年二月二十四日

◎大蔵省告示第三十二号

法人の各事業年度の所得の計算上損金に算入する寄附金の指定に関する告示（昭和二十五年七月大蔵省告示第五百十号）第三号の規定に基き、学校法人海星学園が募集する次の寄附金を法人税法（昭和二十二年法律第二十八号）第九条第三項ただし書の規定に該当する寄附金として承認した。

昭和三十三年三月一日

大蔵大臣　一萬田尚登

一　募金者の名称　学校法人　海星学園

二　募金事務所　長崎県長崎市東山手町一番地

三　募金の名称　長崎海星学園高等学校並びに中学校校舎建築資金

四　募金の目標額　千六百五十万円

五　承認の年月日　昭和三十三年二月二十四日

◎大蔵省告示第三十三号

五分半利国庫債券（第二十五回）の額面金額の種類、発行価格及び利子支払期日を次のように定める。

昭和三十三年三月一日

大蔵大臣　一萬田尚登

一　額面金額の種類は、一万円、十万円、百万円及び千万円の四種とする。

二　発行価格は、額面百円につき九十六円とする。

三　利子支払期日は、毎年三月一日及び九月一日とする。

◎厚生省告示第三十九号

昭和三十年九月厚生省告示第二百九十四号（国立病院の診療科設置の件）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月一日

厚生大臣　堀木鎌三

登別の項中「、歯科」を削る。

高崎の項中「外科」の下に「、整形外科」を加える。

立川の項中「外科」の下に「、皮膚ひ尿器科」を、「耳鼻いんこう科」の下に「、放射線科」を加える。

相模原の項中「内科」の下に「、精神科」を加える。

高知の項中「耳鼻いんこう科」の下に「、放射線科」を加える。

◎農林省告示第百四十二号

植物防疫法（昭和二十五年法律第百五十一号）第十六条第一号の規定に基き、昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十八号（検査を受けるべき種苗及び適用除外地域の指定に関する件）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月一日

農林大臣　赤城　宗徳

第二号中「及び熊本県」を「、熊本県及び宮崎県」に改める。

◎農林省告示第百四十三号

植物防疫法施行規則（昭和二十五年農林省令第七十三号）第三十二条第一項の規定に基き、種馬鈴しよ検疫規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例を次のように定める。

昭和三十三年三月一日

農林大臣　赤城　宗徳

種馬鈴しよ検疫規程第四条の検査申請書の提出期間の臨時特例

宮崎県の地域で生産される秋作用春作種馬鈴しよに係る植物防疫法施行規則第三十二条第一項の検査申請書の提出期間は、昭和三十三年においては、種馬鈴しよ検疫規程（昭和二十六年二月二十七日農林省告示第五十九号）第四条の規定にかかわらず、同年三月十日から同月二十日までとする。

◎農林省告示第百四十四号

米穀の生産者が指定業者に対してする昭和三十二年産米穀の売渡の委託等の臨時措置に関する省令（昭和三十二年農林省令第五十五号）第一条第一項の規定に基き、昭和三十三年一月九日農林省告示第十号（米穀の生産者が指定業者に対してする昭和三十二年産米穀の売渡の委託等の臨時措置に関する省令第一条第一項の期日を定める件）の一部を次のように改正する。

昭和三十三年三月一日

農林大臣　赤城　宗徳

「群馬県、三重県」につき　昭和三十三年二月十五日」を「群馬県、三重県」につき　昭和三十三年二月十五日、「島根県、岡山県」につき　昭和三十三年二月十五日」に改める。

◎農林省告示第百四十五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第一項の規定により、次の森林について保安林の指定を解除する。

昭和三十三年三月一日

農林大臣　赤城　宗徳

北海道亀田郡大野村大字中山（国有林　ただし、実測三一〇一町九反四畝のうち実測一町五反七畝九歩）、有珠郡大滝村大字大滝（国有林　ただし、実測五三八三町七反九畝六歩のうち実測一四町五畝八歩）、岩内郡共和村大字小沢字セトセ・シマッケ内（国有林　ただし、以上二字合計実測四二八七町五反一畝一五歩のうち実測三町八反九畝五歩）、古宇郡神恵内村大字魚谷（国有林　ただし、実測三九五町七反五畝のうち実測一町七反六畝二八歩）、岩内郡共和村大字発足字リヤムナイ（国有林　ただし、実測二〇二四町一歩のうち実測一町六反二畝三歩）、大字前田字リコナイ（国有林　ただし、実測二三三三町八反四畝五歩のうち実測九町一反三畝三歩）、大字小沢字シマッナイ（国有林　ただし、実測四二八七町五反一畝一五歩のうち実測七反七畝二歩）、大字発足字目発足（国有林　ただし、実測七一五町六反のうち実測四反三畝二七歩）、札幌市字山鼻（国有林　ただし、実測五八町八反九畝二〇歩のうち実測九歩）、小樽市字勝内川二股（国有林　ただし、実測二四五二町三反二七歩のうち実測一九町七反一八歩）、字オコバチ川（国有林　ただし、実測二二町六反七畝二八歩のうち実測二畝一五歩）、忍路郡塩谷村字塩谷（国有林　ただし、実測一四一九町一反五畝一四歩のうち実測八畝）

以上

指定目的　水源かん養

解除理由　指定理由の消滅

北海道瀬棚郡瀬棚町大字島歌・中歌・虻羅・梅花都（国有林　ただし、以上四字合計実測一三三五町六反五畝六歩のうち実測三町七畝七歩）、北檜山町大字太櫓字良瑠石・日中戸（国有林　ただし、以上二字合計実測七〇三町九反四畝二五歩のうち実測三町九反一畝一九歩）